

コンクリート製品製造管理士の資格登録者の退職から資格登録の復活までの一般的な手続きの流れ

以下に、資格登録者の退職から、資格登録の復活までの一般的な手続きの流れを示す。

（必要書類・関連制度は当協会HPの製造管理士制度のページ内に有り。規定類は本資格の制度要綱及び実施細則をご確認ください）

1) 資格登録者が退職となる場合

- ・「資格者情報届出書」により届出（氏名、退職日等、理由：退職のため）

注¹ 退職者又は代行者が所属（関係）するコンクリート製品製造企業を通じて届出を行う。

注² 退職により資格は「一次停止」扱いとなる。

注³ 本資格を持つことを根拠とした行為の禁止。

2) 退職により資格の一時停止後、再就職により資格の「復活」登録を希望する場合

- a) 「資格者情報届出書」により資格の復活登録希望を届出（再就職企業名、連絡先等、理由：資格の復活登録希望のため）

注⁴ 復活登録希望者又は代行者が所属（関係）するコンクリート製品製造企業を通じて届出を行う。

注⁵ 元の資格証書の有効期間内であること（有効期間後は資格の「失効」となる）。

注⁶ 資格認定要件に該当する企業であること（制度要綱第4項②）。

「コンクリート製品製造会社社員もしくは同社の管理下にある者、又は社員ではないが同社のコンクリート製品製造に関わる者」

- b) 「復活」登録の可否を事務局で確認し、その結果を事務局より連絡する。

注⁷ 復活登録可能な場合は、下の再交付申請を事務局より依頼する。

注⁸ 復活登録ができない場合は、その旨を事務局より連絡する。

- c) 「証書の再交付等申請書」により届出と諸費用振込み

注⁹ 復活手数料1,000円と証書の再交付料3,000円、計4,000円を下記指定口座に振込む（振込手数料はご負担願います）。

方法	振込先の口座番号	口座名義
郵便振替の場合	00100-0-573429	一般社団法人全国コン クリート製品協会
銀行振込の場合	ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0573429	

- d) 「証書の再交付等申請書」の内容・お振込を確認後、証書を作成して事務局より郵送する。

（以上）